○うるま市競争契約入札心得規程

平成17年4月1日
告示第14号

（趣旨）

第1条　この告示は、うるま市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、うるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号。以下「契約規則」という。）その他の法令、条例又は規則に定めるもののほか、必要な心得を定めるものとする。

（入札保証金等）

第2条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2　入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を担当課に提出しなければならない。

3　入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金（現金）を納付するときは、関係職員に申し出て納付書の交付を受け、指定金融機関等で納付すること。

4　入札参加者は、入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その前面においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して当該提出書（有価証券を提供する場合は、当該提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

5　入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

6　入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

7　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その請求によりこれを還付する。

（入札等）

第3条　入札参加者は、仕様書、図面、うるま市契約約款、現場説明書及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約約款、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2　入札書は、別に定める様式により作成し、封筒にいれ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札しなければならない。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

3　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

4　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5　入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

第4条　指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

(1)　入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を関係職員に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2)　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

3　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2　入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

3　入札前において天災等やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

（入札の無効）

第7条　次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者がした入札

(2)　委任状を持参しない代理人がした入札

(3)　同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4)　2人以上の者から委任を受けた者がした入札

(5)　入札書の表記金額を訂正した入札又は入札書の表記金額に￥マークの記載が欠けている入札

(6)　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(7)　入札保証金の納付を要する入札において入札保証金を納付しない者、入札保証金が不足している者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者がした入札

(8)　入札書の日付が欠けている又は入札書の日付が入札年月日と合わない入札

(9)　入札書が、鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を用いて記載されている入札

(10)　1回目の入札で落札者が決定せず、引き続き2回目の入札を行う場合において、1回目（3回目の場合は1回目及び2回目）の入札に不参加の者がした入札

(11)　代理人が入札に参加する場合において、入札書に代理人の氏名及び代理人の使用印鑑（委任状押印の印鑑）が欠けている入札

(12)　入札書の表記金額以外の文字の訂正について、訂正する文字に二重線を引き、その上部に正しい文字を記載し、その二重線の上に当該入札で有効となる訂正印（会社実印又は委任状押印の印鑑）が欠けている入札

(13)　電子メール、電報又はファクシミリによる入札

(14)　提出することが求められる見積内訳書を提出しない者又は不備のある見積内訳書を提出した者がした入札

(15)　提出することが求められる配置予定技術者届を提出しない者又は不備のある配置予定技術者届を提出した者がした入札

(16)　連合その他不正な行為があった入札

(17)　電子入札の場合において、うるま市電子入札取扱要綱（令和7年うるま市告示第213号）第2条第4号に規定するICカード（以下「ICカード」という。）の不正使用が判明した入札

(18)　電子入札の場合において、入札時に失効事由が生じているICカード（実際の代表者氏名、商号又は名称が異なるもの）が使用されている入札

(19)　電子入札の場合において、電子入札システムに入札金額その他所定の情報が到達したことを確認できない入札

(20)　その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定等）

第8条　財産の売払い又は物件の貸付けの入札の場合は、予定価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とする。

2　前項に規定するもの以外の入札については、予定価格以下の最低価格の入札をした者を落札者とする。

3　前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

4　前3項の規定による落札者の落札が無効となったときは、当該落札者の次順位の入札をした者を落札者とすることができる。この場合において、次順位の入札をした者を落札者と決定する場合は、前3項の規定を準用する。

5　工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第9条　再度の入札について、契約規則第34条第4項ただし書中別に定めるものは、うるま市建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要綱（平成17年うるま市告示第11号）第5条ただし書の規定によるものとする。

2　第7条第1号から第4号まで、第7号、第10号及び第13号から第17号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者決定）

第10条　落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これにかわって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3　契約規則第2条第4号に定める契約担当者(以下「担当者」という。)は、くじにより落札者を決定した場合は、その旨を記録し、当該入札者又はこれに代わってくじを引いた職員をして当該くじ又は記録に署名させなければならない。
4　前3項の規定にかかわらず、電子入札の場合の取扱いは、別に定める。
(契約保証金等)
第11条　落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
2　第2条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
3　落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、担当課で納付書の交付を受け、現金を指定金融機関等で納付しなければならない。
4　落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券を会計課に提出し有価証券保管証の交付を受けなければならない。
5　第2条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。
(入札保証金の振替)
第12条　落札者の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。
(契約書の提出)
第13条　契約書を作成する場合においては、落札者は、担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを担当者に提出しなければならない。ただし、予算執行者が特に指示したときは、この限りでない。
2　前項の契約書を電磁的記録により作成する場合においては、契約規則第49条第2項の規定による措置を講じたことをもって記名押印したものとみなす。
3　落札者が第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
4　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を担当者に提出しなければならない。ただし、担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
(異議の申立て)
第14条　入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附　則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月29日告示第41号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成30年2月5日告示第18号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(令和元年6月19日告示第30号)

この告示は、令和元年6月19日から施行する。

附　則(令和3年2月18日告示第35号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和6年1月25日告示第20号)

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

附　則(令和6年5月28日告示第124号)

この告示は、令和6年5月28日から施行する。

附　則(令和6年7月24日告示第156号)

この告示は、令和6年7月24日から施行する。

附　則(令和7年10月31日告示第211号)

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

別記様式(第4条関係)

うるま市長　　様

入　札　辞　退　届

件　　名：----------

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞